

4.1.16 産学官連携

1. 自治体との連携協定

(1) 筑北村との連携に関する協定

平成24年3月23日に筑北村と松本短期大学は、更なる相互の発展のため、これまで以上に緊密な連携・協力関係を構築することに合意し、協定を締結しました。

目的

本協定は筑北村及び松本短期大学が様々な分野で包括的に緊密な協力関係を築き、持続・発展的に連携を深めることにより、住民の尊厳と自立を中核とした、活力のある地域社会の形成・発展や未来を担う人材育成、更に村民等の教育・スポーツ・文化活動の振興及び保健・福祉の充実など地域貢献に寄与することを目的とする。

(2) 松本市との連携に関する協定

平成31年2月18日に松本市と松本短期大学は、「連携・協力に関する協定」を締結しました。

目的

本協定は松本市及び松本短期大学が包括的な連携の下、相互の資源及び研究成果等の交流を促進し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

(3) 安曇野市との連携に関する協定

令和6年2月16日に安曇野市と松本看護大学、松本短期大学は、「包括的連携に関する協定」を締結しました。

目的

本協定は、両機関が包括的な連携のもと医療、福祉、教育、学術研究等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

→地域・社会貢献活動/連携協定の情報 (<https://www.matsutan.jp/college/social>)

2. 企業等との連携事業

現在、松本看護大学・松本短期大学では企業等との連携事業はありません。